

1 区役所の位置付け

■ 地方自治法

指定都市は、**市長の権限に属する事務を分掌させるため**、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。(252条の20)
 →市町村における支所・出張所の設置規定(155条)の例外規定
 →市長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌する**総合出先機関**(逐条地方自治法解説)
 →住民の利便性を確保するための窓口サービス機能が中心

■ 自治基本条例

市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、**身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため**、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。(19条)

■ (参考)総合区について

改正地方自治法(H26)によって新たに位置付けられた総合区については、現段階では導入せず、他都市動向や特別自治市構想の検討状況などを踏まえつつ引き続き研究する方向
 <総合区の事務・権限等>
 ・区域のまちづくりの推進、区域に住所を有する者相互間の交流の促進、社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち区域に住所を有する者に対して直接提供される役務、その他条例で定める事務
 ・議会の同意を得て選任される総合区長特有の権限としては、総合区の事務所及び出張所に係る職員任免権、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるとき市長に対する意見表明など

2 「区行政改革の基本方向」に基づく区行政改革の主な課題

■ 区行政改革の取組全般にわたる主な課題

局区間の連携・役割分担・調整のあり方

- (旧)局区連携事業を中心に、**区と本庁とで地域課題の捉え方に差異**がある
- 区役所に移管された施設・事務事業がある一方、集約された事務事業もあり分かりにくい
- 移管による職員数が増になるなど一部に非効率な面がある

その他の課題

- 専門知識や技術・技能の継承**についての計画的な人材育成
- 情報共有・参加・協働やサービス向上**に向けた区役所職員の人材育成
- 「地域のことは地域で解決」の実現に向けた、**地域主体の取組を促進するための考え方**や**手法の具体化**

3 社会状況の変化

地域で地域を支える時代

- ・諸外国に例をみないスピードで高齢化が進むなか、本市でも**地域包括ケアシステム**の構築が急務
- ・東日本大震災以後、社会との結び付きについて「**前よりも大切だと思ふようになった**」と答えた人が**79.6%**で、「**特に変わらない**」**19.7%**を大きく上回った。(内閣府：社会意識に関する世論調査(H24.1調査))

きめ細やかな相談支援

- ・少子高齢化や家族機能の変化を背景に、福祉ニーズが普遍化し、介護保険法や障害者自立支援法、子ども・子育て支援新制度等へと社会福祉の枠組みが大きく変わるなか、**利用者本位のサービス提供に向けたきめ細やかな相談支援**が必要

さらなる行財政改革(質的改革)の必要性

- ・少子高齢化の一層の進展と将来の人口減少が見込まれるなか、当面の人口の増加に的確に対応する必要
- ・社会保障制度の維持のため、消費税率の引き上げなど国民負担の増加が不可避の状況下で、区役所でも**行財政改革(質的改革)**を進め、より地域の実情に応じたサービスを提供する必要がある

マイナンバー制度の導入

- ・平成27年度のマイナンバー制度の導入を契機に、証明書のコンビニ交付が開始される予定
- ・今後、マイナンバーの活用により、**窓口サービスの向上**が見込まれ、将来的には来庁不要で行政サービスが受けられる可能性

★持続可能な社会の構築に向けて行政の果たすべき役割を捉え直す必要

市による直接的な市民サービスの提供



市民の主体的な取組を促し地域で互いに助け合うしくみづくり

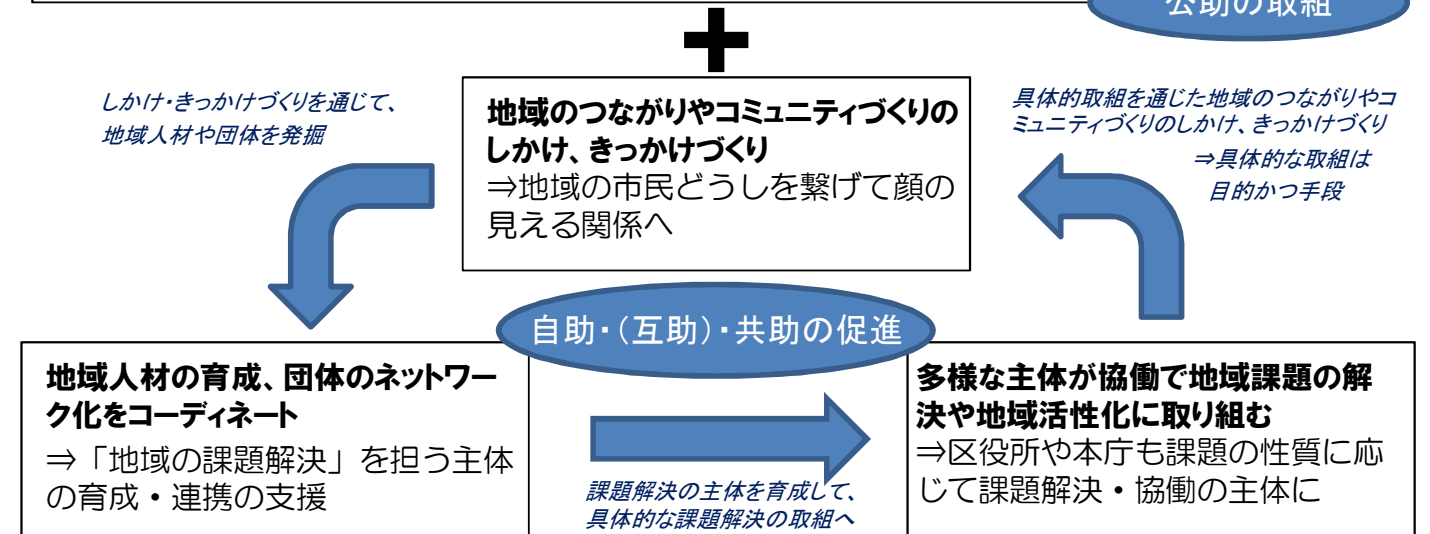
4 現状と課題を踏まえた今後の方向性

①これからの区役所の役割

【役割のイメージ】

身近なところできめ細やかな相談支援の実施(高齢者・障害者・児童家庭支援等)、**地域では解決困難な課題**の解決(健康危機管理・ハード整備等)、**公平性や安定性が求められる行政サービス**の迅速で適切かつ効率的な提供(戸籍・住民基本台帳・国民健康保険等)

公助の取組



安心して暮らせるふるさとづくり⇒成熟した社会へ

②局区間の役割分担の基本的な考え方

●事務事業・施設等の移管・集約の基本的な考え方

利便性	妥当性	効率性
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の利便性の確保及びサービス向上に資するもの ・迅速な対応が可能になるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長のマネジメントが有効に発揮しうる可能性のあるもの ・分散して実施しても専門性の担保が可能なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の行政需要が存在するもの ・職員定数が肥大化しないもの ・全市統一的な処理よりも効率性が高いもの

今後、区役所に関する事務の移管・集約に関しては、上記の考え方と26年度の業務棚卸の結果等を総合的に勘案し、組織として区移管(or集約)するもの、局所管の業務を区役所庁舎内に置くもの、区域内に局所管の事業所として置くもの等の分類で、「区における総合行政の推進」の観点に留意しつつ調整する。

③これからの区役所の取組に必要なしくみづくり

執行体制や区予算のあり方等

- 保健・医療・福祉分野における市民の個々のニーズにきめ細やかな支援を提供するための機能・体制の検討
- 地域で顔の見える関係づくりや地域支援を行うための機能・体制の検討
⇒地区担当制の必要性等について検討
- 継続的なサービス向上に向けた機能・体制の検討
- 局区間の役割分担の考え方に基づく、事務事業・施設等の移管・集約の検討
⇒本庁に来庁が必要な市民サービスの区移管の検討、サービス提供と直接関係のない内部管理業務や対事業者業務等の集約化の検討

人材育成

- 高い意識と専門性を持つ人材育成の推進
⇒政策分野ごとの専門性を高めるためのジョブローテーション等のあり方を関係局区と検討
- 地域をコーディネートする能力・協働のマインドを持つ職員の育成⇒継続的な実地研修実施の検討

広報・広聴

- 地域の課題を直接把握したり、市政情報を直接提供するしくみの検討
※個人情報保護との兼ね合いを整理する必要
- 必要な情報を必要な人に届けるためのしくみ